

別表一の二及び別表一の二次葉の記載の仕方

- 1 この申告書は、外国法人が法人税及び地方法人税の確定申告若しくは仮決算による中間申告又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載します。なお、納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下2において「事務所等」といいます。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地を記載します。
- 3 「事業年度分の法人税 申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税 申告書」の空欄は、確定申告をする場合には「確定」と、仮決算による中間申告をする場合には「中間」と、それぞれ記載し、修正申告をする場合には「修正確定」又は「修正中間」と記載します。なお、期限後申告をする場合には、その旨を併せて記載します。
- 4 「この申告書による法人税額の計算」、「法人税額の計算」及び「この申告が修正申告である場合の計算」の各欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 「リース特別控除取戻税額等5」及び「リース特別控除取戻税額等16」の各欄は、当該事業年度に係る別表三(二)「25」、別表三(二の二)「26」、別表三(三)「21」又は別表六(三十)「31」の金額がある場合に、これらの金額を記載します。
 - (2) 「法人税額計6」及び「法人税額計17」の各欄は、措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、当該使途秘匿金の支出の額の100分の40に相当する金額を各欄の上段に外書として記載します。この場合、「控除税額8」及び「差引所得に対する法人税額9」の各欄の記載に当たっては、「法人税額計6」の欄で外書きした金額を「6」に含めて計算し、「控除税額18」及び「差引所得に対する法人税額19」の各欄の記載に当たっては、「法人税額計17」の欄で外書きした金額を「17」に含めて計算します。
 - (3) 「所得税額等の還付金額29」の欄は、仮決算による中間申告をする場合において、法第144条の11《所得税額等の還付》の規定による還付を受けようとするときは、次に掲げる金額の合計額を記載します。
 - イ 「所得税の額47」の金額、「控除しきれなかった金額23」の金額又は法第141条第1号イ《課税標準》に掲げる国内源泉所得に係る別表七(一)「13の③」の金額のうち、いずれか少ない金額
 - ロ 「所得税の額56」の金額、「控除しきれなかった金額25」の金額又は法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得若しくは同条第2号に定める国内源泉所得に係る別表七(一)「13の③」の金額のうち、いずれか少ない金額
 - (4) 「欠損金の繰戻しによる還付請求税額31」から「この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額33」まで、「この申告前の還付金額60」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額61」の各欄の外書には、法第144条の13《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付の請求をした法人税の額で還付されていないものがあるときに、その還付金の額を記載します。
 - (5) 「欠損金の繰戻しによる還付請求税額31」及び「この申告前の還付金額60」の各欄は、修正申告をする場合において、法第144条の13第13項において準用する法第80条第10項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付する金額に係る還付加算金があるときは、当該還付加算金の額を含めて記載します。
 - (6) 「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額43」及び「(12)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額52」の各欄は、法第143条第2項《外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率》の規定の適用を受ける外国法

人が記載します。

- (7) 「(43)の15%、17%又は19%相当額45」の欄の記載に当たっては、(6)に規定する外国法人の次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。

イ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度措置法第42条の3の2《中小企業者等の法人税率の特例》の規定の適用を受ける場合において「所得金額又は欠損金額1」の欄の金額が10億円(当該事業年度が1年に満たない場合には、10億円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。イ及び(9)イにおいて同じです。)以下であるときは「、17%又は19%」を消し、同条の規定の適用を受ける場合において同欄の金額が10億円を超えるときは「15%、」及び「又は19%」を消し、その他の場合には「15%、17%又は」を消します。

ロ 令和7年4月1日前に開始した事業年度措置法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合には「、17%又は19%」を消し、その他の場合には「15%、17%又は」を消します。

- (8) 「所得税の額47」の欄の記載に当たっては、法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る別表六(一)「6の③」の欄に内書きした金額がある場合には、当該金額を当該国内源泉所得に係る別表六(一)「6の③」の金額から控除した金額を記載します。

- (9) 「(52)の15%、17%又は19%相当額54」の欄の記載に当たっては、(6)に規定する外国法人の次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。

イ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度措置法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合において「所得金額又は欠損金額12」の欄の金額が10億円以下であるときは「、17%又は19%」を消し、同条の規定の適用を受ける場合において同欄の金額が10億円を超えるときは「15%、」及び「又は19%」を消し、その他

の場合には「15%、17%又は」を消します。

ロ 令和7年4月1日前に開始した事業年度措置法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合には「、17%又は19%」を消し、その他の場合には「15%、17%又は」を消します。

- (10) 「所得税の額56」の欄の記載に当たっては、法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得又は同条第2号に定める国内源泉所得に係る別表六(一)「6の③」の欄に内書きした金額がある場合には、当該金額をこれらの国内源泉所得に係る別表六(一)「6の③」の金額から控除した金額を記載します。

- 5 「この申告書による地方法人税額の計算」及び「地方法人税額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 「分配時調整外国税相当額の控除額36」の欄は、地方法人税法第12条の2第2項《分配時調整外国税相当額の控除》の規定の適用を受ける場合において、「(6)+(6の外書)+(別表六(六)「9の②4」+「9の②6」)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算します。

(2) 「この申告による還付金額41」の欄の外書には、法第144条の13第12項の還付請求書を提出する場合に、同条第1項各号又は第2項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度の地方法人税法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》に規定する確定地方法人税額のうち、法第144条の13第1項(同条第9項から第11項までにおいて準用する場合を含みます。)又は第2項(同条第10項又は第11項において準用する場合を含みます。)の規定による請求により還付を受けようとする法人税の額に係る金額を記載します。なお、修正申告をする場合において、当該金額が減少するときはその減少後の金額を記載し、既に地方法人税法第23条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは当該還付加算金

の額のうち当該減少後の金額に係る金額を含めて記載します。

(3) 「この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額

66」の欄は、地方法人税法第23条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは、当該還付加算金の額を含めて記載します。